

2020-21 年度 国際ロータリー第 2610 地区

ロータリー財団 グローバル補助金奨学生候補 募集要項



国際ロータリー第 2610 地区ロータリー財団委員会

国際ロータリー第 2610 地区（富山県・石川県）は、下記の通り 2020-21 年度ロータリー財団グローバル補助金奨学生候補の募集を行います。

なお留学開始時期 2020 年 7 月 1 日～2020 年 10 月 31 日とする。

<目的>

ロータリー財団グローバル補助金奨学生の派遣はロータリアン（ロータリークラブ会員）により特定された世界の優先的なニーズである 6 つの重点分野のうち、

1. 平和と紛争予防・解決
2. 水と衛生設備
3. 基本的教育と識字率向上
4. 経済と地域社会の発展

何れかに該当する分野にてキャリアを築く為の海外留学を支援し、将来的に持続的かつ測定可能な成果を生む事を目的とする。（重点分野のうち「疾病予防と治療」「母子の健康」に付いては本募集要項から除外するものとする）

<採用予定数>

若干名

<奨学金の種類>

ロータリー財団 グローバル補助金による奨学金

海外の大学院修士課程（又は同等の）において上記重点分野 1～4 に該当する専攻課程のうち 1 年間に US\$30,000（上限）の奨学金を提供する。奨学金は本人のエコノミー往復航空運賃、授業料、教材費、下宿代、食費、保険料などに充てる事が出来る。但し支出明細以外の残金は要返金。

<対象者>

1. 申請時に満 40 歳未満で日本国籍を有すること。
2. 海外大学院修士課程以上を希望で上記重点分野 1～4 の何れか一つ以上に該当する専攻課程の入学資格を有する者。若しくは募集期間内に合格する見込みの有る者。
3. 申請時に国際ロータリー第 2610 地区内に居住、または帰省先が有る者。
4. 申請時に国際ロータリー第 2610 地区内に所在する大学または大学院に在学、あるいは、職場に勤務している者。
5. 優秀な学業成績をもつと共に、親善使節としての素質をもっていること。
6. 指導力、独創力に富み、順応性、思慮分別を持ち、目的に対し誠実であること。
7. 留学国の言語に熟達し、講義を理解し、講演し、報告書を作成することが出来ること。
8. 留学国の国情、国民性に関心と理解をもち、日本の歴史、地理、文化、時事問題に通暁していること。

<奨学金の対象から除く場合>

1. 研究を行うために既に渡航希望国に滞在している者。
2. この奨学金受給前に渡航希望国において研究することが決定している者であり、研究活動を行うための資金をこの奨学金に求める者。
3. 渡航希望国に過去 5 年以内に長期間滞在したことがある者。
4. ロータリアン、その関係組織の職員。及びその配偶者、直系親族（血縁による子または孫、入

籍している養子)、尊属(血縁による両親または祖父母)。

※ロータリアン及びその関係者が所属クラブ・関係組織を退会しても36カ月は無資格のままである。

5. 地区から財団本部へのオンライン申請時に入学許可書等が提出できない場合。
6. 留学先にロータリークラブの無い国・地域。
7. 留学先がロータリーインターナショナルの定める渡航禁止先リスト国で有る場合。
8. ロータリー平和センターを置く大学は除く。(2019年4月現在デューク大学、ノースカロライナ大学チャペルヒル校、ブラッドフォード大学、クイーンズランド大学、ウプサラ大学、チュラロンコン大学)

<他の機関からの奨学金等との二重受給の禁止>

この奨学金は、他地区でのロータリー財団補助金奨学金、また他の機関からの奨学金及びこれと同種の個人に与えられる補助金等と同時に受けることはできない。ただし、学術上の貢献に対する一時的な褒賞金及び受給者の在籍機関と受入大学又は研究所等との間で受入料等の不徴収協定が締結されており、当該制度により受入料等が免除される場合は、他の機関からの奨学金とみなさない。

<奨学金授与の条件>

1. 奨学金の授与にあたって、ロータリー財団の掲げる諸条件に同意すること。
2. 第2610地区及び受入地区が実施するオリエンテーションに出席すること。
3. 奨学期間の開始前と終了後に、派遣ロータリークラブでスピーチを行うこと。
4. 奨学期間中、受入地区ではロータリーに積極的に関わり月に一度程度例会への出席、クラブのスピーチ依頼や社会奉仕活動、人道的奉仕活動に取り組むこと。
5. 留学中は、奨学金の支出記録をとり、定期的に派遣ロータリークラブへ報告すること。
6. 奨学生は中間報告書、留学終了時に最終報告書を提出する事。
7. 奨学期間終了後は速やかに必ず帰国し、当地区の学友会組織に入会すること。学友として派遣

クラブや地区の諸活動にできるだけ参加し、国際ロータリーと長期にわたる関係を築くこと。

8. 奨学期間終了後、連絡先（住所・電話・Email 等）に変更が生じた際は、迅速にガバナー事務所及び第 2610 地区財団委員会へ連絡すること。

<奨学金の支給打ち切り>

受給者が次のいずれか一つに該当した場合には、奨学金の支給を打ち切る。なお、打ち切りに際しては、奨学金の支給時期との関係で奨学金を返還しなければならないこともある。

1. 受入大学等の身分を失った場合
2. この要項領の定める事項に該当しなくなった場合
3. その他受給者として相応しくないと判断された場合
4. 受給期間中に長期休業した場合
5. 書類の記載事項に虚偽が発見された場合

<応募期間並びに選考日程>

応募期間：2019 年 7 月 1 日～10 月 31 日

選考日程：

- ・ 地区 1 次選考 2019 年 10 月 31 日以降 地区財団委員会による書類審査
- ・ 地区 2 次選考 2020 年 01 月 25 日(土) 地区役員面接（富山分）
2020 年 02 月 01 日(土) 地区役員面接（石川分）
- ・ 2 次選考結果通知 2020 年 02 月中旬頃（予定）
- ・ 2 次選考通過者のみ
ネットによるロータリー財団本部への審査登録
財団本部審査・承認 2020 年 4 月初旬頃（予定）

<ロータリアンの推薦>

地区2次選考通過者は、渡航を希望する大学近隣のロータリー地区においてホストクラブを探し、本人のカウンセラーとなるべきロータリアン1名とほか2名のロータリアンの推薦を得られるよう互いに努力する。

※ホストクラブについては、特に、有名校・人気のある地域(例えばイギリス全土、パリ、ボストン等)は、世界中から希望者が殺到し、ホストクラブが見つからない場合も有りますので予めご了承下さい。ホストクラブが見つからない場合、奨学金の対象にはなりません。

<提出書類>

1. 事前審査書(定型) 1通(日本語と英語の両方併記すること)
2. 履歴書(任意形式) 1通
3. 卒業証明書 1通
4. 大学院等 入学許可証等 1通
5. 語学能力を証明する書面

※ご提出頂きました書類一式はお返し出来ませんが、選考以外の目的には使用・開示致しません。

<注意事項>

- ・ グローバル補助金奨学生の地区における奨学金候補の選考は、地区としてロータリー財団に申請する人を決めることであり、奨学生の承認はロータリー財団にて行われます。したがって、地区推薦者として申請を行っても承認を保証するものではありません。
- ・ 奨学金の支払いは、公益財団法人ロータリー日本財団からとなります。
- ・ 本部の承認が下りる前に支払った費用については、奨学金の対象になりません。
- ・ 留学期間中は旅行保険を自ら手配する必要があります。必要な保険の費用は、承認後奨学金で賄うことが可能です。
- ・ なお、本要項に記載無き件に関してはロータリー財団補助金の「授与と受諾の条件」

(2019 年 1 月更新) に記載された要件を順守すること。

<https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/terms-and-conditions-rotary-foundation-district-grants-and-global-grants-grants-awarded>

<問い合わせ先>

2019-20 年度 国際ロータリー第 2610 地区ガバナー事務所

〒920-0025 石川県金沢市駅西本町 1-6-20 シャインシティ II 101 号室

TEL(076)256-0918 / FAX(076)256-0920

E-mail: matsumoto2019-20@rotary2610.gr.jp

※地区とは、国際ロータリー管理の便宜上結び付けられた、一定の地理的な市域内にあるロータリークラブのグループです。世界には 220 以上の国と地域に 35,000 以上のクラブが有り 530 地区が有り、日本は 34 地区に分かれています。国際ロータリー第 2610 地区は、富山県・石川県内の 64 クラブ、総会員 2,688 名で構成されています。(2019 年 3 月現在)